復興庁令・省令

○復興庁令第一号
国土交通省令第一号

福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第三十八条第三項及び第四十九条の規定に基づき、国土交通省関係福島復興再生特別措置法第三十八条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける産業復興再生事業を定める命令を次のように定める。

平成二十四年七月十二日

内閣総理大臣　野田　佳彦
国土交通大臣　羽田雄一郎

国土交通省関係福島復興再生特別措置法第三十八条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける産業復興再生事業を定める命令

福島県知事が、福島復興再生特別措置法（以下「法」という。）第三十八条第二項第三号に規定する産業復興再生事業として、福島特定埠頭運営事業（福島県の区域内の港湾において行う港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十四条の三第一項に規定する特定埠頭の運営の事業であって、当該港湾における産業の国際競争力の強化に特に資するものをいう。以下同じ。）を定めた法第三十八条第一項に規定する産業復興再生計画について、内閣総理大臣の認定（法第四十条第一項に規定する認定をいう。以下同じ。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該福島特定埠頭運営事業に対する港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）第十七条の三第一号ニの規定の適用については、同号ニ中「ものに限る。）及び」とあるのは、「ものであつて、これに附帯して高性能な荷さばき施設が整備されるものに限る。）及びこれに近接する岸壁その他の係留施設（水深が十二メートル以上のものに限る。）を一体的に運営しようとする場合は当該係留施設並びに」とする。

附　則

この命令は、平成二十四年七月十三日から施行する。

省　令

○文部科学省令第二十九号

内閣府設置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第三十五号）の施行に伴い、並びに文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）及び文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）を実施するため、文部科学省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月十二日

文部科学大臣　平野　博文

文部科学省組織規則の一部を改正する省令

文部科学省組織規則（平成十三年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

第六十七条の見出し中「及び」を「並びに」に改め、「宇宙開発連携協力推進官」の下に「及び宇宙科学専門官」を加える。

第六十七条第一項中「及び」を「並びに」に改め、「宇宙開発連携協力推進官」の下に「及び宇宙科学専門官それぞれ」を加え、同条第二項中「（参事官の所掌に属するものを除く。）」を「のうち科学技術の水準の向上を図るためのもの（国際交流及び基礎的な調査に関するものを除く。）」に改め、同条に次の一項を加える。

5　宇宙科学専門官は、宇宙科学及び天文学における学術研究の推進に関する専門的事項についての指導及び助言に当たる。

第六十九条の見出し中「及び宇宙科学専門官」を削り、同条第一項中「及び宇宙科学専門官それぞれ」を削り、同条第三項を削る。

附　則

この省令は、内閣府設置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第三十五号）の施行の日（平成二十四年七月十二日）から施行する。

○文部科学省令第三十号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、文部科学省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月十二日

文部科学大臣　平野　博文

文部科学省定員規則の一部を改正する省令

文部科学省定員規則（平成十三年文部科学省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の表本省の項中「一、九六八人」を「一、九六四人」に改め、同表合計の項中「二、二〇四人」を「二、二〇〇人」に改める。

附　則

1　この省令は、内閣府設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年七月十二日）から施行する。

2　改正後の文部科学省定員規則第一条の規定にかかわらず、文部科学省の本省の定員は、平成二十四年九月三十日までの間においては、二、〇一二人（うち、一人は、特別職の職員の定員とする。）とする。

3　改正後の文部科学省定員規則第一条の規定にかかわらず、文部科学省の本省の定員は、平成二十四年十月一日から同年十一月三十日までの間においては、一、九六三人（うち、一人は、特別職の職員の定員とする。）とする。